

住居確保給付金のしおり

世帯員の死別、本人・世帯員の離職、休業等により
世帯の収入が著しく減少したことで、
現在の住居に住み続けることが困難な方へ

～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

（令和8年7月作成）

福島県保健福祉部
社会福祉課

住居確保給付金（転居費用補助）とは（町村区域）

申請者と同一の世帯に属する方の死亡又は、申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（世帯収入額）が著しく減少し（※1）、経済的に困窮し、住居を喪失した方、または喪失するおそれのある方で、家計を改善するために新たな住居を確保する必要があると認められる方（※2）を対象として、転居費用相当額を支給します。

（※1）「著しく減少」とは、収入減少前は、その時点の収入や貯蓄等によって継続的に生計の維持が可能であったが、収入等の減少によって、食費や公共料金の捻出が困難になり、その状態が継続することで生計の維持が困難になる程度に収入が減少した場合となります。

（※2）「家計を改善するために新たな住居を確保する必要があると認められる方」とは、自立相談機関である生活自立サポートセンターが実施する「家計改善支援事業」を受け、その結果、以下の①及び②の支給要件が認められることが必要です。

① 転居に伴い、家賃又はその他の支出の減少により、家計全体の支出が削減されること

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること

住居確保給付金（転居費用補助）の支給要件

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方であること。
- ② 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の世帯収入額が「収入基準額」以下であること（収入には公的給付を含む）。

(参考) 福島県町村部における住居確保給付金の基準額及び収入基準額
(令和8年7月1日申請分～)

世帯人数	基準額	収入基準額(基準額+家賃月額(上限あり))
1人	86,000円	86,000円+家賃月額(上限額33,000円)
2人	124,000円	124,000円+家賃月額(上限額40,000円)
3人	147,000円	147,000円+家賃月額(上限額43,000円)
4人	175,000円	175,000円+家賃月額(上限額43,000円)
5人	209,000円	209,000円+家賃月額(上限額43,000円)
6人	242,000円	242,000円+家賃月額(上限額46,000円)
7人	275,000円	275,000円+家賃月額(上限額51,000円)

※ 8人以上の場合は、福島県社会福祉課にご確認ください。

- ⑤ 申請者及び申請者と同一世帯に属する方の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 生活自立サポートセンターが実施する「家計改善支援事業」において、家計の改善のために次のア又はイのいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

ア 転居に伴い申請者が賃借する住宅の家賃月額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

当該申請者が持ち家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合においては、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の家賃月額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

イ 転居に伴い申請者の賃借する住宅の家賃月額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

当該申請者が持ち家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合においては、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の家賃月額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑦ 自治体等が実施する離職等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金（転居費用補助）の支給額

実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費を、支給上限額の範囲の中で支給します。

① 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金（申請者本人に返還される可能性があるため） ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜・エアコン等）の購入費

② 支給上限額

転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額。

（福島県内3級地（町村部）の例）

世帯人数	住宅扶助基準額	支給上限額 (住宅扶助基準額×3)
1人世帯	33,000円	99,000円
2人世帯	40,000円	120,000円
3～5人世帯	43,000円	129,000円
6人世帯	46,000円	138,000円
7人以上の世帯	51,000円	153,000円

③ 支給方法

経費に応じて、以下ア又はイのとおり

ア 転居先の住宅に係る初期費用

原則、自治体から不動産仲介業者等の口座へ振り込む（代理受領）。ただし、受給者がクレジットカード又は納付書により転居先の住宅に初期費用を支払う場合で、保健福祉事務所が特に必要と認める場合は、受給者の口座等へ支給することができる。

イ ア以外の経費

個々の状況に応じ、自治体から業者等の口座へ代理受領又は受給者の口座等への支給。

住居確保給付金（転居費用補助）の申請に必要なもの

- ① 本人確認書類の写し
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本、在留カード等
※ 顔写真のない証明書の場合は、2つ以上の提出が必要です。
- ② 世帯収入が、申請日が属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
収入減少前と収入減少後（申請日の属する月を起点に2年以内）における給与明細書、賃金明細書等又は預金通帳の振込の記帳ページ等
- ③ 世帯収入が著しく減少する直前に、申請者と同一世帯に属する方の死亡、申請者や申請者と同一世帯に属する方の離職、休業等を確認できる書類の写し
 - ・ 離職を証明する関係書類（離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知書、離職証明書、雇用保険受給資格者証等のいずれか）
 - ・ 上記書類がない場合は、離職者であることが確認できる何らかの書類（給与振込が一定の時期から途絶えている通帳等）
 - ・ 休業関係の書類としては、疾病、負傷、育児、その他県（保健福祉事務所）がやむを得ないと認める事情により休業・休職した事実を証明できる書類（医師の証明書等）
 - ・ 自営業を廃業した場合は、廃業を確認できる書類（廃業届等）
 - ・ その他の、収入の著しい減少のきっかけとなった出来事（配偶者の死亡等）については、この出来事の実事実を客観的に証明できる書類
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類の写し
 - ・ 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
 - ・ 預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
 - ・ 雇用保険の失業給付等を受給している場合は、雇用保険受給資格証明書
 - ・ 年金を受給している場合は、年金手帳、年金証書、支給額の分かる支給通知書等
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 住居確保給付金要転居証明書
- ⑦ （持家の場合のみ）現在居住する持家の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

申請の前に（家計改善支援の実施）

- ・転居費用補助の支給を受けるには、生活自立サポートセンターの家計改善支援を受け、その結果、家計改善のために転居が必要であること、及び、転居費用の捻出が困難であることが認められる必要があります。（本しおり2ページ 支給要件⑥参照）。
- ・上記により転居が必要と認められた支給申請者に対し、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金要転居証明書」が交付され、また、家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額が示されます。

住居確保給付金（転居費用補助）の申請等手続き

① 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、生活自立サポートセンターに申請します。
- ・生活自立サポートセンターから、「住居確保給付金申請時確認書」（以下、「確認書」という。）に記載された誓約事項及び同意事項の全てに同意することが給付の条件となりますので、内容を確認の上、「確認書」に記名してください。
- ・生活自立サポートセンターから、申請書の写し及び「入居予定住宅に関する状況通知書」が配付されます。
- ・生活自立サポートセンターは、管轄の保健福祉事務所に対し、審査に要する期間について確認してください。
- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の「入居予定日」欄は、転居費用補助の審査や支給に要する期間等（3週間程度）を踏まえて記載する必要があります。このため、初期費用の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日を、住宅確保給付金等の審査期間を踏まえて、生活自立サポートセンターにも相談の上、不動産仲介業者等と調整してください。

② 入居予定住宅の確保

- ・①で生活自立サポートセンターから示された家賃額を目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保してください。生活自立サポートセンターの管轄外の地域で賃貸住宅を探す場合は、あらかじめ生活自立サポートセンターにご相談ください。
- ・確保しようとする住居が、家計改善支援事業で示された家賃額を超える場合は、生活自立サポートセンターにご連絡ください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

③ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産仲介業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を生活自立サポートセンターに提出してください。
- ・初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類を生活自立サポートセンターに提出してください。

④ 住居確保給付金の審査・決定

- ・県（保健福祉事務所）による審査の結果、転居費用補助の支給が認められた場合は、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金支給決定通知書」、「住宅確保報告書」及び「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・支給が認められた場合、支給決定通知の内容に従って、住居確保給付金を支給します。その際、以下のア、イについて御注意ください。
ア 転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担となります。
イ 転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、受給者は差額を返還しなければなりません。
- ・県（保健福祉事務所）による審査の結果、転居費用補助の支給が認められなかった場合、生活自立サポートセンターから「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産仲介業者等に対し、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

⑤ 賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産仲介業者等に対し、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

⑥ 入居手続き等

- ・速やかに住民票の設定・変更手続きをしてください。
- ・実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、「住宅確保報告書」を生活自立サポートセンターに提出してください。
- ・また、初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）も生活自立サポートセンターに提出してください。

住居確保給付金（転居費用補助）の追加給付・返還

① 実際の支出額が支給額を上回っていた場合

- 生活自立サポートセンターにおいて、提出された領収書等を確認した結果、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、以下のア～ウを満たす場合は、差額を追加で支給できる場合があります。
 - ア 実際の支給額が、支給上限額以内であること
 - イ 支給対象経費であること
 - ウ 社会通念上、妥当な範囲内であること。
- 支給額を変更したい場合は、「住居確保給付金変更支給申請書」を生活自立サポートセンターに提出してください。
- 変更決定が認められた場合、差額を追加支給します。
※ 変更決定が認められなかった場合、追加支給はされません。

② 実際の支出額が支給額を下回っていた場合

- 生活自立サポートセンターにおいて、提出された領収書等を確認した結果、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、差額を返還してください。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給

以下の①～③をすべて満たす場合、転居費用補助の再支給を受けることができます。

- ① 受給者が転居費用補助の支給後（※）に、受給者と同一世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少したこと
- ② 従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していること
- ③ 支給要件（本しおり1～2ページ参照）に該当すること
※ 過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後をいう。

住居確保給付金（転居費用補助）の不適正受給

転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給した給付の全額又は一部を徴収します。

住居確保給付金のしおり

2026年7月作成

福島県保健福祉部

社会福祉課

TEL／024-521-7323 FAX／024-521-7917
